

(案の3)

入 札 説 明 書

京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和元年 6 月 7 日
- 2 契約担当者 京都府中丹広域振興局長 綾城 義治
- 3 担当部局 〒625-0036 京都府舞鶴市字浜 2 0 2 0 番地
京都府中丹広域振興局企画総務部総務室
電話 (0773)62-2500 FAX (0773)63-8495
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称 京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務 一式
 - (2) 業務の内容等 別添「京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
 - (3) 履行期間 令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで
 - (4) 履行場所 京都府舞鶴市字浜 2 0 2 0 番地

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示(昭和53年京都府告示第129号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「ビル管理業務」及び「空調業務」に登録されているものであること。
- (2) 本業務と同規模以上の「ビル管理」及び空調業務受託の実績が、平成29年4月1日以降に置いて1年以上有するものであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- (6) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格確認の申請手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別紙様式1）及び平成31・32年度京都府委託業務競争入札参加資格審査結果通知書の写しを次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和元年6月7日（金）から令和元年6月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局 企画総務部総務室
電話番号(0773)62-2500 FAX(0773)63-8495

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 確認資料

ア 同種業務に係る履行実績調書（別紙様式2）

イ 平成31・32年度京都府委託業務競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 誓約書（別紙様式3）

(5) 確認通知

提出期間内に受け付けた申請書については、審査の上、令和元年6月14日（金）に一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により交付する。

(6) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は令和元年6月21日までとする。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和元年6月21日（金）午前10時30分

イ 場所 京都府舞鶴市字浜2020番地
京都府舞鶴総合庁舎 第1会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式4）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式5）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府舞鶴総合庁舎ビルメンテナンス業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。なお再度入札の参加者が1名となった場合であっても、入札を執行する。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札に参加できない事情がある場合には、入札日時までに入札辞退届を持参により提出すること。

(3) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書の引換等

入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 不公正な入札

入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 仕様書等の説明

入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式6）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア)提出日 令和元年6月18日(火) 正午まで
(質疑がない場合提出不要)

(イ)提出方法 FAXによる。 FAX(0773)63-8495

(ウ)提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア)交付日 令和元年6月19日(水)午後3時から

(イ)交付方法 FAXにて、6により確認結果通知書を送付した全者に対して交付する。

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものととして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ この契約は3年間の長期継続契約とするため、入札金額については、3年間の契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者(失格者を含む)は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者の入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札条件に違反した者のした入札

サ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10 入札保証金 免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

13 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

14 その他

- （1）入札に参加する者に必要な資格における業務実績については、当該法人又は個人が元請として実施した実績でなければならない。
- （2）この入札に係る税率について、消費税及び地方消費税の税率の変更に伴い契約金額の変更が必要となる場合は、そのことを確認した上で、別途変更契約を締結する。
- （3）1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- （4）落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- （5）仕様書、契約書案については、入札後速やかに返却すること。
- （6）入札者又はその代理人は、入札当日には、委託上、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- （7）落札者は、入札後速やかに（6）で作成した入札に係る積算内訳書を提出すること。